市内中小企業者向けの補助制度のご案内

地域経済や雇用を支える市内中小企業者等の皆さんを応援するため、補助金を交付しますので、ご活用ください。

■制度概要

事業名	補助対象経費	補助率	補助上限額
八幡で買おう応援事業	販売促進イベント等の開催経費	1／2	20万円 ※商店街活性化イベントは30万円。
八幡を広めよう応援事業	展示会等への出展経費	1／2	国内：20万円 国外：40万円
八幡を整えよう応援事業	防犯カメラや指定施設の設置等に要する経費 ※京都府の商店街にぎわい施設・設備整備事業の対象事業にのみ補助。	2／3	400万円
八幡で始めよう応援事業	市内での創業または第二創業にかかる経費	1／2	最大30万円
八幡で作ろう応援事業	ヤワタカラ認定や八幡市ふるさと納税返礼品への登録を目的とした特産品開発経費	1／2	30万円

八幡市商工業活性化補助金

地域に根差した商工業活動の活性化を図ることで、市民の日常生活の利便性向上や活力ある地域経済・地域社会を目指すため、市内の中小企業者等の商工業振興にかかる取り組みに補助金を交付します。

■**申請期限**　交付申請書に添付書類を添えて、7月1日（火）午前9時～8月29日（金）午後5時に商工観光課へ持参

※申請様式は市ホームページや商工観光課窓口で入手可。

八幡市中小企業者等奨学金返還支援事業補助金

従業員（当該企業において正社員となってから6年以内の人）の奨学金返還をサポートするため、京都府の「就労・奨学金返済一体型支援事業」（以下、京都府補助金）を利用している事業者に支援額の一部を助成します。

■**対象**　次のすべてを満たす事業者

❶市内に事業所がある中小企業者等

❷市税の滞納がなく、京都府補助金の交付決定を受けていること

■**補助期間・金額**　従業員1人につき、最長6年間で京都府補助金額の2分の1が上限

▶1～3年目の従業員の場合＝年間上限4万5千円

▶4～6年目の従業員の場合＝年間上限3万円

■**申請期限**　交付申請書に必要書類を添えて、令和8年3月13日（金）午後5時までに商工観光課へ持参

問商工観光課（☎983-2853）

雨水貯留施設（雨水タンク）設置助成金について

※先着順で受け付けを行い、予算額に達し次第終了。

雨水の流出抑制や庭木への散水、非常用の生活用水等への有効活用を図るため、雨水を溜める施設（雨水タンク）を設置する人に助成金を交付します。

申請に関する説明後に必要書類を配付しますので、申請される人は、事前に下水道課へお越しください。

■**対象**　市内の建物に、新たに雨水タンクを設置する建物所有者・占有者（所有者の同意を得た人に限る）

※過去の交付対象者も、追加で設置する場合は申請可（1建築物につき2基以内）。また、過去の交付対象者で、設置日から5年経過し、買い替えのために新たに設置される場合は申請可。

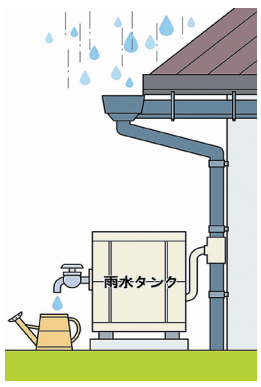

■**要件**

❶新たに設置される物であること（申請前に設置した場合は対象外）

❷展示または売買（建築物と一体として売買する場合も含む）の用に供する物ではないこと

❸タンクは1建築物につき2基以内で、1基あたり100ﾘｯﾄﾙ以上であること

■**助成金額**　タンク本体と付属品（架台等）、購入に要する費用（送料含む）の4分の3相当額（税込で上限4万5千円〈千円未満は切り捨て〉）

※設置工事費、その他諸費用は対象外です。

■**受付期間**　7月1日（火）～令和8年1月30日（金）午前8時30分～午後5時

※土・日・祝日、12月29日～令和8年1月3日は除く。

※先着順に受け付けを行い、予算額に達し次第終了。

問下水道課（☎983-5459）

市税・国民健康保険料の納付は口座振替のご利用を！

固定資産税（第2期分）・国民健康保険料（第2期分）の納期限は7月31日（木）です。納期限までに市税等取扱金融機関、コンビニ、スマホ決済（ＰａｙＰａｙ、ａｕ ＰＡＹ、ｄ払い等）、地方税お支払サイト（※）、市役所で納付してください。

※市民税・府民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）の税目に限り、地方税お支払サイトで納付いただけます。詳しくは右記の二次元コードから。

口座振替の申し込みは、口座振替依頼書を市税等取扱金融機関（金融機関に同依頼書がない場合あり）や担当課へ提出してください。ゆうちょ銀行の口座振替は直接、ゆうちょ銀行へ申し込みください。各月15日までに同依頼書を提出すると、その翌月以降の納期分から引き落としします。

※納期限までに納付がない場合は督促状（督促手数料100円を加算）を送付し、京都府と京都市を除く府内25市町村で組織する広域連合「京都地方税機構」に徴収事務を移管します。

問市税に関すること＝税務課市民税係（☎983-2481）、国民健康保険料に関すること＝国保医療課国保年金係（☎983-2962）

コンビニで税の証明書が取得できます

マイナンバーカードを使って、カード所有者本人分の税の証明書が全国のコンビニ等で取得できます。

※マイナンバーカードとカード受領時に設定した4桁の暗証番号が必要です。

■**取得できる証明書**

最新年度の所得証明書、課税（非課税）証明書

※証明年度の1月1日時点と証明書発行時点で八幡市に住民登録がない場合、証明書の発行はできません。

※確定申告等により所得に変更があった場合は、証明書への反映に時間がかかる場合があります。

■**サービスの利用時間**

午前6時30分～午後11時（土・日・祝日含む）

※12月29日～1月3日とシステムメンテナンス日は利用不可。

■**交付手数料**

1通200円（市役所窓口の場合は1通300円）

※その他の詳細は右記の二次元コードからご確認ください。

問税務課市民税係（☎983-1113）

認定長期優良住宅を新築した場合に固定資産税を減額

認定長期優良住宅を新築した場合、1戸あたり120㎡（居住部分に限る）を上限に固定資産税額の2分の1相当額を減額します。

■**住宅の種類**

❶令和8年3月31日までに新築されたもの

❷京都府知事の認定を受けていること

❸併用住宅の場合は、居住部分の割合が全体の床面積の2分の1以上であること

❹床面積が50㎡以上（併用住宅の場合は、居住部分の床面積が50㎡以上）280㎡以下であること

■**減額期間**

新築後5年度分（3階建て以上の準耐火構造および耐火構造住宅は新築後7年度分）

■**手続き**

認定を受けて新築された住宅であることを証明する書類（認定通知書）の写しを添えて、新築された翌年の1月31日までに申請してください

※申請書にマイナンバーの記載が必要となるため、マイナンバーと本人確認ができる書類を提示してください。郵送の場合は写しを添付してください。

※従来の新築住宅の減額措置と重ねて受けることはできません。詳しくはお問い合わせください。

問税務課資産税係（☎983-2480）